

《記入例3》

従業員が転勤や転職をし、異動先の事業所で引き続き特別徴収する場合

年税額75,000円の人が令和8年8月31日に退職し、転職先の事業所で9月から特別徴収を継続する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円 既に納入済みの額 今回納入する額 未徴収税額(ウ)55,800円 = 異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ)19,200円

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出してください。

異動先の事業所は「1. 特別徴収継続の場合」欄に記入して提出してください。既に御殿場市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号をご記入ください。御殿場市の特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○をつけてください。

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

異動元の事業所は左欄（矢印より上）に記入し、異動先の事業所に回付してください。従業員の個人番号は記載しないでください。

納付書の要否について番号を記入してください。月割額が不明な場合は通知を確認して頂くか、課税課にお問い合わせください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度

特別徴収義務者 指定番号 7000011

宛名番号

担連 所属 人事部給与担当

当給 氏名 みくりや 花子

電話 0550-82-4129 内線 ()

所在地 〒412-8601 御殿場市萩原483番地

フリガナ コテンパシソウ

氏名又は名称 御殿場振興 株式会社

個人番号 1234567890123

フリガナ ハギワラ サブロウ

氏名 萩原 三郎

生年月日 昭平43年2月2日

個人番号

受給者番号 A-123

1月1日現在の住所 御殿場市御殿場1-2-3

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 75,000円

徴収済額(イ) 19,200円

未徴収税額(ア)-(イ) 55,800円

異動年月日 R8年8月31日

異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 412-0028 (新規)

法人番号 2345678901234

所在地 〒412-0028 御殿場市御殿場100番地

フリガナ コテンパサービス

氏名又は名称 株式会社 御殿場サービス

担当者連絡先 氏名 富士山 良子 電話 0550-83-1212 内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 6,200円を 9月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

納付書の要否 (新規の場合のみ記載) 2 (右から番号を記入) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市町村処理欄

1. ()月済 ()期退職 ()普通切替

2. ()月済 ()月退職 ()一括徴収

3. ()月済 ()月 ()へ転勤

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十條関係)